

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 6 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="203 486 293 518">附 則</p> <p data-bbox="125 534 304 566">1～27 [略]</p> <p data-bbox="125 582 1111 853">28 第28条の3第1項に規定する職にある職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から平成26年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p data-bbox="147 869 389 901">(1)・(2) [略]</p>	<p data-bbox="1211 486 1301 518">附 則</p> <p data-bbox="1133 534 1312 566">1～27 [略]</p> <p data-bbox="1133 582 2119 853">28 第28条の3第1項に規定する職にある職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成25年4月から同年6月までの間に支給されるべき管理職手当の月額、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p data-bbox="1155 869 1397 901">(1)・(2) [略]</p> <p data-bbox="1133 917 2119 1436">29 <u>平成25年7月から平成26年3月までの間における職員の給料月額（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第30号。以下この項において「平成18年改正給与等条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第6条から第7条の2まで及び平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じて同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第4条に規定する給与（給料を除く。）の額、第21条の3に規定する給料の調整額、第</u></p>

27条の2第8項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条に規定する教職調整額の算出の基礎となる給料月額（平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）については第6条から第7条の2まで及び平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定に基づき定められる額とし、職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については第6条から第7条の2まで（平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員で、職員の退職手当に関する条例附則第26項ただし書の規定が適用されるものにおいて、第6条から第7条の2まで及び平成18年改正給与等条例附則第8項から第10項まで）の規定に基づき定められる額とする。

給料表	職員	割合
行政職給料表	(1) その職務の級が3級以上である職員	100分の7.4
	(2) (1)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4
教育職給料表	(1) その職務の級が4級である職員	100分の9.4
	(2) その職務の級が特2級又は3級である職員	100分の7.4
	(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4
医療職給料表	(1) その職務の級が4級以上である職員	100分の7.4
	(2) (1)に掲げる職員以外の職員	100分の4.4

30 第28条の3第1項に規定する職にある職員で次の各号のいずれかに該当するものの平成25年7月から平成26年3月までの間に支給されるべき管理職手当の月額、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定に基づき定められる額から当該額に当該各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める

割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（1）教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち第29条第5項に規定する職制上の段階、職務の級等を考慮して定められる割合が100分の20である職員 100分の15

（2）教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち前号に掲げる職員以外の職員 100分の10

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。